省令

○総務省令第五十五号

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十号）の施行に伴い、並びに住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第三の二十一の三の項及び二十九の項並びに別表第五第二十六号の三及び第三十四号の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年六月一日

総務大臣　山本　早苗

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二十四項第一号から第四号までの規定中「第五十三条第七項」を「第六十三条第七項」に改め、同条第三十三項各号中「第三十九条」を「第四十九条」に改める。

第五条第二十九項第一号から第四号までの規定中「第五十三条第七項」を「第六十三条第七項」に改め、同条第三十八項各号中「第三十九条」を「第四十九条」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第三十四号

法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）第六十七条第二項の規定に基づき、矯正管区組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年六月一日

法務大臣　上川　陽子

矯正管区組織規則の一部を改正する省令

矯正管区組織規則（平成二十五年法務省令第八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「、鑑別」を削り、同条第三号中「教科教育、特別支援教育、職業補導、訓練」を「矯正教育、社会復帰支援、観護処遇」に改め、同条第四号中「死傷病手当金」を「職業能力習得報奨金及び手当金」に改め、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号の次に次の一号を加える。

五　少年鑑別所における鑑別並びに非行及び犯罪の防止に関する援助に関すること。

第十四条第三号中「教科教育、特別支援教育、職業補導、訓練」を「矯正教育、社会復帰支援」に改め、同条第四号中「死傷病手当金」を「職業能力習得報奨金及び手当金」に改める。

第十五条第二号中「、鑑別」を削り、同条第三号中「処遇」を「観護処遇」に改め、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四　少年鑑別所における鑑別並びに非行及び犯罪の防止に関する援助に関すること。

附　則

この省令は、平成二十七年六月一日から施行する。

○法務省令第三十五号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十条第三項及び第十一条第三項の規定に基づき、少年院及び少年鑑別所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年六月一日

法務大臣　上川　陽子

少年院及び少年鑑別所組織規則の一部を改正する省令

少年院及び少年鑑別所組織規則（平成十三年法務省令第四号）の一部を次のように改正する。

第四条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　少年院視察委員会の庶務に関すること。

第五条第二号中「健康診査」を「健康診断」に改め、同条第四号中「養護者の生活指導」を「養護のための措置等」に改める。

第六条第一項各号を次のように改める。

一　入院、仮退院及び退院に関すること。

二　特性及び環境の調査に関すること。

三　矯正教育に関すること。

四　社会復帰支援に関すること。

五　保安に関すること。

六　外部交通に関すること。

七　前各号に掲げるもののほか、処遇に関すること。

第六条第二項中「第一教育担当」を「教育担当」に、「第二教育担当」を「支援担当」に、「から第六号」を「及び第五号から第七号」に、「及び第二号」を「、第二号及び第四号」に改める。

第十五条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　少年鑑別所視察委員会の庶務に関すること。

第十六条中「から第四号まで」を「、第二号及び第四号」に改め、同条各号を次のように改める。

一　鑑別に関すること。

二　観護処遇に関すること（次号に該当するものを除く。）。

三　保健、衛生、防疫、医療及び薬剤に関すること。

四　非行及び犯罪の防止に関する援助に関すること。

第十七条第二項中「前条第五号」を「前条第三号」に改める。

第十七条の二第二項中「観護及び鑑別に関する事務」を「第十六条第一号、第二号及び第四号に掲げる事務」に改める。

第二十条第三項中「第十六条第五号」を「第十六条第三号」に改める。

第二十一条第三項中「から第四号まで」を「、第二号及び第四号」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年六月一日から施行する。

○文部科学省令第二十六号

少年院法（平成二十六年法律第五十八号）及び少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第六十号）の施行に伴い、少年院法及び少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

平成二十七年六月一日

文部科学大臣　下村　博文

少年院法及び少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整理に関する省令

（学校教育法施行規則の一部改正）

第一条　学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一号チ中「少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）」を「少年院法（平成二十六年法律第五十八号）」に改める。

（教育職員免許法施行規則の一部改正）

第二条　教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第六十七条の表中「少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）」を「少年院法（平成二十六年法律第五十八号）」に改める。

附　則

この省令は、少年院法の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。

○経済産業省令第四十七号

揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第八十八号）第十六条の規定に基づき、揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年六月一日

経済産業大臣　宮沢　洋一

揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和五十二年通商産業省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二第一項第一号イ中「揮発油の流通の経路」を「揮発油の主たる流通の経路」に、「生産揮発油流通経路」を「主たる生産揮発油流通経路」に改める。

第十四条の二第一項第一号ロを削る。

第十四条の二第一項第一号ハ中「揮発油を販売していないこと。」を、「揮発油を販売していないこと、かつ、申請の日から生産計画終了日までの間に、同条の規格に適合しない揮発油を販売しないことが確実であると見込まれること。」に改め、同号ハを同号ロとする。

第十四条の二第二項第二号ロを削る。

第十四条の二第一項第二号ハ中「揮発油を販売していないこと。」を、「揮発油を販売していないこと、かつ、申請の日から確認計画終了日までの間に、同条の規格に適合しない揮発油を販売しないことが確実であると見込まれること。」に改め、同号ハを同号ロとする。

第十四条の二第二項中「生産揮発油流通経路」を「主たる生産揮発油流通経路」に、「確認揮発油流通経路」を「主たる確認揮発油流通経路」に改める。

第十四条の二第三項中「生産揮発油流通経路」を「主たる生産揮発油流通経路」に、「確認揮発油流通経路」を「主たる確認揮発油流通経路」に改める。

第十四条の二第三項の表第一項第一号イの項中「生産揮発油流通経路」を「主たる生産揮発油流通経路」に改め、第一項第一号ロの項を削り、第一項第一号ハの項の上欄中「第一項第一号ハ」を「第一項第一号ロ」に改め、同項中欄中「揮発油